

平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 3 部会
第 1 回会議要旨

< 出席者 >

外部評価委員（5 名）

名和田部会長（副会長）、入江委員、富井委員、芳賀委員、渡辺委員

事務局（3 名）

木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

< 開催日 >

平成 22 年 6 月 3 日（木）

< 場所 >

区役所本庁舎 6 階 第 3 委員会室

< 開会 >

【部会長】

第3部会を始めさせていただきます。

これから第3部会が本格的に始まるに当たって、今後のスケジュールの説明を事務局お願いします。

【事務局】

今月は29日の午前中にもう1回やります。この2回で大体計画事業等の評価対象の抽出とか、ヒアリング項目を整理していただくということになっています。

7月は全部で4回予定しています。この4回で補助事業のヒアリングと視察、取りまとめまで7月にやっていくということになっています。

8月は、2回のうち1回で補助事業評価の取りまとめをし、後半は、今度は計画事業のほうに入って昨年同様8月、9月で計画事業についての視察等という予定になっています。

9月は2回計画事業の取りまとめということになっています。

計画事業は昨年並みですけれども、補助事業のほうも、補助事業のヒアリングに合わせて所管課が同じ場合は計画事業も併せてヒアリングという可能性もあります。

1 補助事業評価等について

【部会長】

今日は評価対象を抽出し、ヒアリング項目を整理していくという作業の第1回目です。

個別目標については、そもそも個別目標という割と抽象的なレベルのものを評価するというのをこれまでしてこなかったもので、そのやり方について議論するという申し合わせをしたような気がします。それも今日ちょっとやってみてもいいと思いますが、もし差し支えなけれ

ば、せっかく資料が出ておりますので、補助事業評価について議論するとしてもいいでしょう。個別目標の評価のやり方についても時間があれば議論をしたいと思います。

対象とする補助事業は一応全部やるということでしたね。

【事務局】

基本的に全部見るということになっています。ただし濃淡があるという話になっていたはず。この中には経常事業も含まれておりますし、計画事業の一部となっているものもあります。

それで、その濃淡のうち例えば濃くやるとなれば補助事業の上の計画事業も対象にして見ていこうという話になって、その上の個別目標につながっていくのかなとも考えられますし、そうでなければ経常事業というのは評価しておりませんので、この補助事業とあと直接今度は個別目標のほうにつながっていくのかなと思っています。

【部会長】

主として補助事業の評価の仕方、濃淡のつけ方、あるいはヒアリング項目というようなことについて議論をしていきたいということで、いいですか。

【事務局】

補助事業評価については、実績評価等について根拠になる要綱とか実績の数値等を資料で添付させるということでご説明しておりますけれども、今日ご用意したのはまだ確定していない状態です。事業計画とか実績報告等が「有」となっている、今日はまだ写しが添付できない段階ですので、正式に確定した段階でまた差し替えをさせていただければと思っています。

これをもとにして、補助事業についてどれを中心にやっていくのかというものをピックアップしていただく。それで、ヒアリング対象にするものをどうするのか、あるいは項目をどうするのかということを念頭に置いて補助事業評価シートをご検討いただければと考えています。

例えばこの1番目の「協働推進事業助成」この補助事業を中心にヒアリングしようということであれば、方法として計画事業自体は取り上げなくても、この補助事業のほうをヒアリングするというやり方もあるでしょう。あるいは、計画事業をピックアップする際に3番の計画事業「NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進」というこの計画事業の評価に重点を置いて、これをヒアリングする際にあわせて補助事業も聞くということで、ヒアリングの回数を省力化するというやり方も出てくるかと思います。その辺を念頭に置いていただいて、まず補助事業評価のほうが日程的には先にヒアリングを予定しておりますので、こちらを中心に検討いただければと考えております。

資料のほうは以上でございます。

【部会長】

ヒアリングの日程は、補助事業のほうが先と予定しているというわけですか。

【事務局】

先ほどご説明した7月中の回数と、8月中ほぼ同じ回数用意してございますけれども、計画事業は、これまでの日程ということだと8月から9月にかけてヒアリングで、7月に補助事業の

ヒアリングを考えてございます。

今回抽出いただいて計画事業のほうで聞くというものも可能になるかと思えます。

【部会長】

はい。分かってきました。

計画事業等のヒアリングは、これまでのスケジュールにのっとっているのでも8月になります。補助事業を今年初めてやろうということになって今ご説明があったとおり7月にヒアリングを予定しているという、多分そういう考慮もあって、きょう補助事業の評価について話すということになりました。先ほど事務局から説明がありましたように、そのときにたまたまそれが計画事業でもある場合には当該計画事業のヒアリングも、一緒にやっちゃおうということも考えられるということでしたよね。

その逆でもいい。8月に計画事業と補助事業とを一緒に行ってしまう。

【委員】

どちらから切り込むかに、そういう段取りとか。

【事務局】

補助事業についてはヒアリング、どれを選んでいただいても7月に対応できるように準備をする予定です。

【部会長】

それが8月の計画事業のヒアリングにずれ込んで、そこで一緒にやってもいいですよ。

【事務局】

逆に補助事業のところであわせて計画事業を前倒しでということになると、選択いただいた計画事業によっては補助事業以外の分が間に合わない可能性があります。

【部会長】

ということで、この補助事業評価ですけれども、いろいろな項目があって、まず目が行くのは表面の真ん中に支出方法とありますよね。確定払いとは翌年度払うというものですか。

【事務局】

いえ、必ずしも翌年度ということではなくて、事後払いということですよ。

【部会長】

概算払いというのが、例えば9月ぐらいにお金ができるということですかね。

【事務局】

それは事業によって、事業によって違います。たとえば、四半期ごととか、毎月とか、それは事業によって違うのですけれども、あらかじめこのくらいの金額がかかるだろうという事業計画をもとにして概算で支払って、後で必ず精算行為が入ってくる。

【部会長】

前金払とどう違うのでしょうか。

【事務局】

前金払の場合は、債権額が確定しているものについて前払いをする。

【部会長】

ほかのところもごらんいただけたでしょうが、まずこれは自分で、後それぞれ委員が勉強されて、それで、また会議のときに持ち寄っていただくということになりますので、埋められた状態をちょっと眺めていただいてどういう意味なのかとかよくわからないところは、今のうち聞いていただいたほうがよろしいかと思えます。

【委員】

全部がこの部会で取り上げられるものということですね。

【部会長】

ええ。一応全部見るのだけれども、その間に濃淡があってもよろしいということになっています。ですから、区民の目線でこの点を少しくわいたものはきちんと評価したいと、これはざっと見るだけでいいだろうとか、そういうこともこれからお考えいただかなければならないと思えます。

まずこの表を一応ざっと見ていただいて、もしご質問がありましたらお願いしたいと思えます。

【委員】

それで、対象が特定の団体だった場合の妥当性というところに、黒く塗ったのと白くなったのがある。どういうことを言っているのだから、ちょっとよくわからないのですが。

【部会長】

「特定の団体かどうか」でチェックし、次に、特定の団体の場合であればそれが妥当かどうかという、2つの疑問文が並んでいるということだと思います。補助事業という制度があって、その補助対象は複数あり得るという場合と、これしかないという場合とある。どちらの場合であるかというのを、まず対象が特定の団体かということで、右側の欄の四角の上が黒くなるか、下が黒くなるかということになる。特定の団体である場合は、特定の団体に初めから目打ちで補助するという仕組みが妥当であるのかどうかということについて判断を書かせるというのが、その下だと思えます。

【委員】

「地域協働事業への支援」というのは、行政監査結果報告のところでは地域別にたくさん項目が分かっていたのですが、ここを見ると全部で300万円というのが、いろいろな地域ごとに30万円という数字があったのがまとめて書かれているということですか。

【事務局】

1所30万で、10所ありますので300万ということですよ。

【委員】

地区別になっていて、書いてある内容はほとんど相違がなかったのですが、こちらでは10箇所分がまとめてあると。

【委員】

そうですね。それで審査体制、特別出張所の職員による審査と。

【部会長】

1事業当りに10万だから3件ぐらいまでということですかね。

【委員】

そうですね。今日これを見ていたときに各地区でどんな取り組みがなされたかというのがここに上がってくるのかなと思いましたが、10地区まとめて300万の報告だと困って。

【事務局】

それは、3ページの左下のほうに大きい枠が4つありまして、事業計画書提出の有無で「有」となっていて、その下に実績報告書の提出「有」となっていますので、これの実績報告が整えば各所の内訳がご提示できると思います。

【部会長】

それを見た上で、これについてはヒアリングしたいということであれば、該当出張所の方がヒアリングに応じてくださるということなのでしょうね。

そういう個別に入らずに、この仕組みだけの部分でも評価することはあり得ると思います。例えば2分の1の補助率が妥当なのかどうかとか、それも結局具体の補助事業を見てみないと分からないのかな。私は、抽象的には2分の1という補助率は結構事業体にとっては厳しいのではないかなと思います。半分出さなきゃいけないのですよね。だからあえて補助率を定めないほうがいいんじゃないのかというようなことを委員会として言うことは可能なかなと思いますが、それは評価してみないと何とも言えないと思います。

【委員】

例えば「協働推進事業助成」は、区がNPOに1件当たりいくらとあります。

【委員】

それで、例えばこの21年度までは2分の1だと、それじゃいかんということで、新しいところなんかは、最初から2分の1じゃなかなか発展しないのだということで補助率を変えましたよというのが、22年度では多分出てくるのだらうと思うのですが、そういうところに着目してもいいと思うのですよね。

【部会長】

あるいはさっきの支出方法なんかも重要なポイントだと思います。

支出報告をざっと見ると、大体妥当な形式になっているかなという気がしましたけどね。

【委員】

地区協議会団体への助成は、事業に助成をするということで、地区協議会から事業案が出て予算がこれだけ必要だというのが出て、それに対して見合う分として上限は200万になるので、そういう形で助成するようになったのですね。事業ごとに助成をして、それで例えば残が出たらそれを返還するというような形にしたということは、非常によかったと思うのですが、

【部会長】

今年度はこういった点についてもかなり総括的に評価できるということになります。

昨年度の評価では、「財政支援は必要だが、地域特性があり、地区協議会の成長の度合いも様々なので、助成の方法や金額については工夫が必要と考える」というふうに言っておりまして、それに対する区長の総合判断は。

【事務局】

区長の総合判断、「外部評価結果を踏まえた区の取り組み」の7ページに「効果的・効率的な視点」に対する区長の総合判断の欄に22年度に向けた考え方を整理してございます。

【委員】

でも、こちらの内部評価結果のこのシートの中には、「補助金を交付し」という言葉はあるけれども、金額はコストのこういうところに上がっていないということでしょうか。

【部会長】

そうなのは、補助事業を評価の対象から外していたからですかね。今回はそれを具体的、つぶさに見られると思います。昨年度抽象的に、度合いが異なるから違うのではないのかと言ったことに対して区の判断がありました。それに対して、今度はより突っ込んで具体的な事業のレベルまで検証するということであろうと思います。

シートの見方について大体地に足がついたような感じになりましたら、どの補助事業をとりわけ濃く見ていくか、具体的に言うとヒアリングを事業課にお願いするかということ、議論しなければいけないと思います。

今日はこれがいいという案を、議論をしておけばよろしいかと思います。

真ん中に融資資金等の貸し付けというのがざっと並んでいますが、こういうものに我々がどういう関心を持つかという考えを承りたいと思います。数からいうと、それがどーんとあるためにこんな分厚い資料になったということです

個人的考えにすぎませんが、ざっと言わせていただくと、やっぱり参画と協働とかコミュニティーとかいったところはヒアリングして重点的にやりたい。昨年度もここを重点にして、そのときは補助事業が評価対象でなかったのが突っ込めなかった面もあるかと思います。商業とか産業関係ですと、「商店街空き店舗活用支援事業」というのは少し知りたい面がありますね。「外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金」これも非常に重要な課題で、多分新宿区が先進的に取り組まれているかもしれないということではないかと思うので、少し評価をしてみたいと思います。

今の発言は部会長としてではなくて、個人的な一委員としての発言ですけれども、評価対象という面からいかがでしょうか。

【委員】

金額が、一覧表に入っているというのはないですね。

【部会長】

金額が入った一覧表はまだいただけてはいない。ただ、金額といっても何の金額なのか、予算総額の金額なのか、個々の補助事業1件ずつの上限額なのか、それはさまざまですけれども。確かに、いわゆる一般の行政評価なんかだと、1万円配るのにどのくらいコストがかかって

いるのかとか、そういうのも重要な評価視点ではあると思いますが。

【委員】

私は、公衆浴場の補助は大事なのだろうなと思います。この土地の高い新宿区でこういうものを維持し続けることの困難さというところから、必要性は十分あると思うのですが、実態はどうなっているのだろうと感じました。

【部会長】

我々が学生のころ、法学部に行くとき必ず公衆浴場に関する判例というのを学びます。距離制限をしていますでしょう。

【委員】

あまり近いところにあっちゃいけませんと。

【部会長】

300m以内に1カ所という制限をしていて、それが憲法上の営業の自由の侵害に当たらないのかという最高裁判例があります。

あともう一つ薬局の距離制限で200m以内に1カ所しか認めないというのがあり、最高裁は公衆浴場の立地制限は合憲だけれども、薬局は違憲だとしているのです。それがどういうふうに整合するのかというようなことを、法学部学生は昔よく学んだものなのです。やっぱり公衆浴場は設備投資が大きい割にもうけが少ないのでしょうね。経営努力がなかなか効きにくいというところがあり、公共性が大きいということで、営業の自由をある程度制約しても合憲だと最高裁は考えたというようなことの説を聞いたことがありました。公衆浴場のニーズがまだある限り、それが市場の中でつぶれてしまうということになると結構困る人がいるのではないかと。では、どのくらい困る人がいて、どのくらいの補助金を出すのが妥当なのかということを経民の目線で評価していくのは、なかなかいいことではないかと感じます。

【委員】

公衆浴場の役割というのは、昔と違ってきていると思いますね。今はほとんどの家に内風呂があって、入ろうと思えば自分のところで入れるけれども、一つの交流というかサロンみたいな形で公衆浴場を利用しているという方が多いので、コミュニティの立場からというようなことになってしまうかなと思います。

【部会長】

公衆浴場の新たな役割を踏まえた補助事業になっているかは、重要な視点だと思いますね。

ある社会福祉法人が、精神障害の方のグループホームを新しくつくることにしたのですけれども、そこはもと公衆浴場の敷地だったのですね。だから近隣の住民から、「自分たちのふるはどうしてくれるのだ」といった声があり、その施設の中に一般の近所の方も来ていただけるようなシャワールームをもう一個つくったというのがありました。これは公衆浴場そのものとはちょっと違うのですけれども、それこそ交流の場としての公衆浴場の機能を求める声は、それなりにあるのであろうなというふうに考えられます。それで議論がはずむのであれば、これも評価対象にしてもいいのかなと思います。

【委員】

基本目標1と6というのは、大半が実は地域文化部の領域なのですね。

だから、私が見ていたのは地域文化部の中に各課がいろいろあるようで、これをずっと見ると基本的には支援だったり補助だったり、しかもそれが計画事業も経常事業も一体の業務としてやっているという感じがしてます。

だからその中から計画事業、あるいは経常事業、あるいは今度言うように補助事業を引っ張り出してというより、全体の業務の中にはある部分計画事業に入る部分と経常事業に入る部分がある。そういう形でまとめて見たほうが非常にわかりいいという感想です。

【部会長】

まさに区長が当委員会に望んでおられることもそれではないかと。ただ、全部を対象にする場合も、まず経常事業をやって、まず計画事業をやってじゃなくて、分野ごとに包括的にやったほうがいいのではないかというご意見ですね。

【委員】

こういう分野のこういう行政という、その中には計画事業もあり経常事業もありと、ほぼ似たようなことがいっぱい計画事業と経常事業と分けてあるけれども、行政的にはかなり一体的なものを読み取れる。

だとしたら、例えば我々は地域文化部とじっくりと、そういう行政について何うということが一番早道だなという感じを持って、今日そんなようなことを頭に描いてきたのですけれども。

地域文化部のいろいろな仕事をあまり細かく見るよりも全体で見る、行政全体を見るほうが分かりいいなというのが僕の感想です。

【部会長】

今のご発言、ちょっとこちらに引き取らせていただくということで私から、個別目標をどう評価するかということもおいおい議論していかねばならないわけなのですけれども、分野ごとに総括的に見るという今の発想からすると、それよりもうちょっと大きいくくりになってしまうのだけど、個別目標を評価するためには一体何が必要なのかという議論に非常に似てくるように思うのですね。

【委員】

補助事業に戻って質問なのですが、今ざっと見たら融資資金等の貸し付け等で結構新しい事業が入っていますよね。これは補助金なのですよ。これを審議する必要があるのか、どうやって審議すればいいのか。

この全予算は、何で決まるのですか。全予算額はだれが決めて都が半分、区が半分という、そういう結構額のある補助で都が半分出しているから今回は審議しない、評価しないというのはどうかという。

【事務局】

一般的には、都等でこういう補助事業を始めるときには要件があって、その要件に該当するものについて上限いくら、何割都が補助するのであれば手を挙げなさいというような形で来る

のです。そのときに、区のほうとして、それを活用することによってより区政が発展するということであれば、残りの負担割合を区で予算措置をして補助事業を始めていく。

【委員】

一般論としてはそういうことなのですね。

【委員】

融資の項目がすごくいっぱいありますよね。これの部分の評価というのは、この融資が妥当であるかないかと、そういう評価をするには、何をすればいいんですか。

【部会長】

それは利子補給をするという政策が、新宿区にとっていいのかどうかという視点で評価すればまともだと思いますけど、個々の中身に関心があれば、それはやっぱりまとめられないということですね。

今日は大分個別の点に及んだのも大変よかったと思っております。次回の部会で、具体的にどれを評価対象にするかということを決めていきたいと思っております。評価対象にするとして、実際に事業課においていただいてヒアリングをするという場合で、どういうことを聞いてみたいかということについてもお考えいただきたいと思っております。

そんなことで今日はいいですか。どうもお疲れさまでした。次回のご準備よろしくお願いたします。

< 閉会 >